

登録手続き必要書類一覧表（郵送時）

		提出書類							手数料	
はじめて登録するとき		登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	宣誓書 (雇用関係)	住民票の写し (コピー不可)	講習修了証 (コピー可) ※広島県Aのみ 試験合格証 (コピー可)	写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	3,500円	返送用 封筒
運転免許証を更新したとき		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)				写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,130円	返送用 封筒
運転免許証の種類や 番号が変わったとき	有効期限も 変わったとき	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)				写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,130円	返送用 封筒
	有効期限は 変わらないとき	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)						運転免許証 のコピー ※注1	—	—
氏名が変わったとき		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)		住民票の写し (コピー不可)		写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,130円	返送用 封筒
住所が変わったとき		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)			住民票の写し (コピー不可)				—	—
事業者を変ったとき		登録事項変更 等届出書 (第四号様式)	運転者証交付 申請書 (第九号様式)	宣誓書 (雇用関係)			写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,750円	返送用 封筒
運転者証を紛失したとき			運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)	てん末書			写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,750円	返送用 封筒
運転者証を破ったり汚したとき・ 運転者証の写真を換えたいとき			運転者証訂正・ 再交付申請書 (第十号様式)				写真 1枚	運転免許証 のコピー ※注1	1,750円	返送用 封筒

		提出書類							手数料		
退職したとき						運転者証 返納届			運転者証	—	—
登録を削除したいとき		登録削除 申請書 (第六号様式)						運転免許証 のコピー		—	—
運転免許の失効 又は停止処分を 受けたとき	30日間の免停 が講習受講に より1日に短縮 になったとき	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)		運転免許停止 処分通知書の コピー				運転免許証 のコピー ※注1		—	—
	失効及び40日 以上(短縮前) の免停	登録事項変更 等届出書 (第四号様式)		運転免許停止 処分通知書の コピー		運転者証 返納届			運転者証	—	—

注1. 運転免許証のコピーは、運転免許証の原本と相違ないことを会社が証明して下さい。(別紙様式1)

注2. 別紙様式2は、「運転者証返納に関する宣誓書」です。新しい運転者証が交付されたら、直ちに旧運転者証を返納して下さい。

注3. 訂正等の申請中に乗務しない場合には、申請と同時に旧運転者証を返納して下さい。

注4. 運転者証の交付を伴う申請の場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

注5. 住所変更について：事業者を変った時や運転免許証を更新した時に住所変更も併せて届出する場合は、運転免許証の住所が新しくなっても住民票の写しの提出が必要です。

注6. 写真について：6ヶ月以内に撮影した縦6cm×横4cm、単独、無帽、正面、無背景で顔の大きさが3.6cmのもの。
また、デジタルカメラで撮影する場合は、ピンボケ及び影などに気をつけて鮮明なもの。

注7. 運転免許証の失効又は停止処分を受けたときの届出書の提出は、講習を受講後に処分が決定してから提出して下さい。

注8. 赤字のものについては、乗務員本人が来所される場合は不要です。来所時に運転免許証を提示して下さい。旧運転者証は持参して返納して下さい。新しい運転者証はその場で交付します。